

神戸市立工業高等専門学校担任会議規程

2023年6月1日

規程第11号

(目的)

第1条 神戸市立工業高等専門学校担任会議（以下「担任会議」という。）は、学生指導に関する事項、クラス運営に関する事項を協議し、学年間、学科間の円滑な連携を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 担任会議は、校長、教務主事（教育）、学生主事、副主事（教育）、副主事（学生）、担任教員全員及び事務室学生課の担当者をもって構成する。

(会議の種類)

第3条 担任会議の会議は、定例及び臨時に開催する。

- 2 定例の会議は、4月及び10月に開催する。
- 3 臨時の会議は、学年又は学科ごとに必要に応じて開催する。

(会議の運営)

第4条 定例の会議の運営は、教務主事（教育）及び学生主事が行う。

- 2 臨時の会議の運営は、学年主任が行う。

(その他)

第5条 この規程の改廃については、担任会議で協議する。

附 則

- 1 この規程は、2023年6月1日から施行する。
- 2 旧神戸市立工業高等専門学校の規程等に関し必要な措置を定める規程（2023年規程第7号）別表の担任会議規程の項を削る。